

【平成27年第3回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

平成27年7月2日 まちづくり委員長 吉岡 俊祐

○「議案第90号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 新設する手数料を1件につき2万7,000円とする根拠及び妥当性について

建築基準法で定められる認定の申請に対する審査の手数料については、図面の審査や現場の調査等、審査に要する時間に職員の平均人件費単価を掛けた値で算定している。手数料額については、県内の行政庁ではおおむね統一化を図っており、妥当なものと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第100号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

○「議案第103号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも戸手4丁目北地区整備計画区域等に関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 地区計画の策定に当たり地区内の権利者等へ実施した説明及び意見について

地区計画の策定に当たっては、地区内の住民に対し、複数回にわたり説明を行ってきた。住民の意思がまとまった段階で都市計画の素案について説明会を実施しており、説明会で頂いた意見を踏まえ都市計画案を作成している。今回の戸手4丁目北地区については、地区内の住民から特に反対意見などは出でおらず、地区外の方々から意見や要望が出ているが、都市計画審議会ですうした意見等を説明し、最終的に審議を経て決定してきた経過がある。

《意見》

* 今後のまちづくりに当たっては、住環境を守る視点から、地域住民に与える影響を考慮し、住民の生活環境に配慮する形で取組を進めてほしい。

* 土地の利用に関して制限を加える以上、権利者の意見や要望などは慎重に受け止めなければならないと考える。今後の整備計画の策定に当たっても、権利者への説明などを適切に実施してほしい。

《議案第100号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第103号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第101号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について」

○「議案第102号 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

建築基準法の一部改正に伴う内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 条例改正により期待される効果について

今回の条例改正は、建築基準法において老人ホーム等の建築に係る規制が緩和されたことに伴うものであるが、市内で一律に規制緩和が適用された場合、本市のまちづくり施策上、問題がある部分も想定されることから、これら老人ホーム等を条例に定める基準に適合させ、周辺の住環境との調和を図るために改正するものである。

《議案第101号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第102号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第104号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 市営住宅施策を通じた東日本大震災被災者への支援について

東日本大震災被災者については、現在、市内において32世帯91人が市営住宅に居住している。福島、宮城、岩手の3県において復興に向けて公営住宅等の整備が進んでいるが、住宅支援が遅れている県に対しては、本市としても支援を継続していきたいと考えている。公営住宅への入居資格の特例に係る特別措置の期間としては、福島県については、居住制限区域に居住されていた方は平成29年3月末まで、岩手県については平成30年2月末まで、宮城県については平成29年3月末まで延長する見込みと聞いている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第105号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 市営屋外プールの数について

川崎区の大師プール、幸区の小倉西児童プール、中原区の等々力プール、平間児童プール、多摩区の稲田児童プールの5つがある。

* 等々力プールに関するこれまでの検討経過について

等々力緑地再編整備計画において、各施設の改修について構想しているが、等々力プールについては老朽化もあり、今回、廃止することとなったため、代替施設として幼児・児童が遊べる親水施設の設置を検討している。

* 等々力プールの代替施設としてのプール設置の検討状況について

平成23年8月に等々力プールの利用者を対象に実施したアンケートでは、

主なプールの利用目的として水遊びとの回答が多くあった状況を踏まえ、幼児・児童には水遊びができる施設の設置を検討し、また、一般の方や健康維持のための水泳を目的とした方に対しては、今後、等々力陸上競技場サイド・バックスタンドに複合施設としての屋内プールの整備を検討している。平成28年度に等々力陸上競技場の事業評価を実施し、その中でサイド・バックスタンドの複合施設化について整備手法やスケジュール等を検討する予定である。

*** じゃぶじゃぶ池の維持管理について**

等々力プールの代替施設として設置を検討しているじゃぶじゃぶ池については、既存のじゃぶじゃぶ池と同様に、浄化装置を設置し、定期点検や施設の清掃等を行う一般的な維持管理手法を想定している。また、将来的には指定管理者制度の導入を検討しているため、指定管理者によっても適切に維持管理していきたいと考えている。

*** 平成27年度予算において等々力緑地釣池浚せつのための予算計上が見送られた理由について**

等々力緑地再編整備計画全体の中で、平成27年度に予算が集中しており、ある程度分散させる必要があったため、実施を遅らせることとなった。

*** 直近の3か年における利用者数に占める子どもの割合及び収支について**

利用者数に占める子どもの割合としては、子どもを3歳以上15歳未満とした場合、平成24年度では5万3,162人の利用者に対して3万990人、平成25年度は5万1,843人の利用者に対して2万8,893人、平成26年度は4万5,002人に対して2万5,464人の子どもの利用がそれぞれあった。収支については、収入はプールの利用料となり支出としてはプールの運営に掛かる経費、光熱費、水道料金及び小規模修繕費等となるが、平成23年度では収入が1,600万円、支出が1億1,500万円で9,900万円の収支不足となり、平成24年度では収入が2,500万円、支出が1億3,000万円で1億500万円の収支不足、平成25年度では収入が2,200万円、支出が1億1,500万円で9,200万円の収支不足となっている。

*** じゃぶじゃぶ池に掛かる費用の想定について**

現在の等々力プールに掛かる経費と同等の経費を想定している。

*** 他の公園におけるじゃぶじゃぶ池への指定管理者制度の導入の可能性について**

等々力緑地については、陸上競技場を始め様々な施設があるため、それらについて指定管理者制度を導入する検討をしているが、川崎区の小田公園など、単体としてじゃぶじゃぶ池を設置している公園については指定管理者制度の導入は検討していない。

《意見》

*** 等々力プールについては、過去に代替施設の速やかな設置を求める請願を全会一致で趣旨採択した経緯があるため、今後、事業を進めるに当たっては市議会の意思決定を尊重するとともに、地元住民の意見を適切に反映してほしい。**

*** 等々力プールにおける利用者数に占める子どもの割合は6割近くに達しているため、じゃぶじゃぶ池の設置に当たっては、これだけの需要に対応できる施設にし**

てほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第106号 川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第108号 川崎駅北口自由通路西側デッキ整備工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 市内事業者に対する受注確保の取組について

今後、請負主体である共同企業体との契約が整った段階で、市内事業者への発注等について申入れを行っていきたいと考えている。

《意見》

* 本整備計画は非常に大規模な工事であり、本市にとって重要な事業でもあるため、ぜひ、市内事業者の受注につながるような対策を講じてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第110号 都市計画道路野川柿生線（溝口駅南口広場）整備工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 本契約における公契約条例の観点からの対応について

本契約に係る労務費については、下請契約の契約書や施工体制台帳の内容について確認を行い、適切に管理・監督していきたいと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第114号 市道路線の認定及び廃止について」

《審査結果》

全会一致原案可決